

○ 総務省告示第八十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第八項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

## 改正後

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無線局	周波数
[1～3 略]	
4 基幹放送局	526.5kHzを超え1,606.5kHz以下 3,925kHz 3,945kHz 5,900kHzを超え6,200kHz以下 7,200kHzを超え7,450kHz以下 9,400kHzを超え9,900kHz以下 11,600kHzを超え12,100kHz以下 13,570kHzを超え13,870kHz以下 15,100kHzを超え15,800kHz以下 17,480kHzを超え17,900kHz以下 21,450kHzを超え21,850kHz以下 25,670kHzを超え26,100kHz以下 76MHzを超え108MHz以下 207.5MHz以上222MHz以下 470MHzを超え710MHz以下 11.7GHzを超え12.75GHz以下
5 同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局（当該相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離が総務省令で定める距離を超えるもの又は当該一定の区域に総務大臣が公示する区域が含まれるものに限る。）	25.25GHzを超え27GHz以下

[注 略]

## 改正前

[同左]

無線局	周波数
[1～3 同左]	
4 基幹放送局	526.5kHzを超え1,606.5kHz以下 3,925kHz 3,945kHz 5,900kHzを超え6,200kHz以下 7,200kHzを超え7,450kHz以下 9,400kHzを超え9,900kHz以下 11,600kHzを超え12,100kHz以下 13,570kHzを超え13,870kHz以下 15,100kHzを超え15,800kHz以下 17,480kHzを超え17,900kHz以下 21,450kHzを超え21,850kHz以下 25,670kHzを超え26,100kHz以下 76MHzを超え108MHz以下 207.5MHz以上222MHz以下 470MHzを超え710MHz以下 11.7GHzを超え12.75GHz以下

[注 同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記による。